### 第5 経理の状況

- 1.中間連結財務諸表等(企業会計基準準拠)
- 1. 当行の中間連結財務諸表(企業会計基準準拠)は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成 11 年大蔵省令第 24 号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 13 号)に準拠して作成しております。

なお、当中間連結会計期間(自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)から中間連結財務諸表を作成しておりますので、前年同期との対比は行っておりません。

2. 当中間連結会計期間(自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)の中間連結財務諸表は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査に準じて、中央青山監査法人の監査証明を受けております。

その中間監査報告書は、中間連結財務諸表の直前に掲げております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

日本政策投資銀行 総裁 小村 武 殿



代表社員 公田会計士 片山英木 岡ヶ社員 公田会計士 井上 雅 方。 田ヶ社員 公田会計士 井上 雅 方。 田・丁

当監査拡入は、責行の委嘱に基づき、証券取引法第180条の2の規定に基づく監査に準じて、「延縮の状況」のう ち「中間連結財務請要等(企業会計基準準案)」に掲げられている日本政策投資銀行の平成15年4月1日から平 成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日ま で)に保る中間連結財務請表、すなわち、中間連結資格対形表、中間連結損益計算書、中間連結酬会会計算書及び 中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結対務請表の作成責任は延信者にあり、 当監査法人の責任は独立の立確から中間連結財務請表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、税が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に 中間適款財務顕表には全体として中間連該財務顕表の有用な管御の表示に関して投資者の判断を損なうような重要 な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を持ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査 手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務 諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査他人は、上記の中間連結解務議畫が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務議費の作 成基準に準拠して、日本政策投資銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって 終了する中間連結会計解間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経常成績及びキャクシュ・フ ローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日本政策投資銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 1.中間連結財務諸表等

## (1) 中間連結財務諸表

中間連結貸借対照表

(資産の部) (金額単位:百万円)

				連結	i会計期間別	当中間連結会計期 (平成15年9月30日		前連結会計年度の連結貸 (平成15年3月31月	
	科 目			_		金額	構成比	金 額	構成比
							%		%
貸		出		金	1,2,3,4,6	15,216,889	97.28	15,713,160	96.11
有	価		証	券	5	358,987	2.30	439,063	2.68
金	銭	の	信	託		1,964	0.01	1,969	0.01
買	現	先	勘	定		68,966	0.44	192,880	1.18
現	金	預	け	金		24,103	0.15	39,787	0.24
そ	の	他	資	産	7	275,130	1.76	320,403	1.96
動	産	不	動	産	5,8	37,892	0.24	38,862	0.24
債	券 絲	桑 延	資	産		2,182	0.01	1,808	0.01
支	払 遠	ぎ 諾	見	返		97,051	0.62	87,715	0.54
貸	倒	引	当	金		428,447	2.73	474,603	2.90
投	資 損	失	引当	金		12,723	0.08	11,237	0.07
資	産 0	部	合	計		15,641,998	100.00	16,349,810	100.00

## (負債、少数株主持分及び資本の部)

(金額単位:百万円)

	連結会計期間別	当中間連結会計期 (平成15年9月30년		前連結会計年度の連結貸 (平成15年3月31日	
科目		金額	構成比	金額	構成比
			%		%
債	券	1,674,301	10.70	1,596,630	9.76
借用用	金	11,852,661	75.78	12,664,024	77.46
その他負	債	310,478	1.99	357,808	2.19
賞 与 引 当	金	1,981	0.01	1,775	0.01
退職給付引当	金	33,006	0.21	32,888	0.20
支 払 承	諾	97,051	0.62	87,715	0.54
負 債 の 部 合	計	13,969,480	89.31	14,740,843	90.16
少数株主持	分	•	-	•	-
資 本	金	1,182,286	7.56	1,182,286	7.23
利 益 剰 余	金	489,770	3.13	426,416	2.61
その他有価証券評価差額	金	461	0.00	264	0.00
資本の部合	計	1,672,517	10.69	1,608,967	9.84
負債、少数株主持分及び資本 部合計	D	15,641,998	100.00	16,349,810	100.00

### 中間連結損益計算書

(金額単位:百万円) 連結会計期間別 前連結会計年度の 当中間連結会計期間 要約連結損益計算書 平成15年4月 1日 自 平成14年4月 1日 自 至 平成15年9月30日 平成15年3月31日 科目 金 額 百分比 金 額 百分比 経 収 益 241.060 100.00 546.073 100.00 用 資 金 運 収 益 239,960 543,179 ち 貸出 息) 238,818 540,870 (う 金 利 (うち有価証券利息配当金) 1,131 2,297 取 引 等 収 役 務 益 932 1,659 そ 業 収 മ 他 務 益 15 1,020 そ 常 収 <u>152</u> の 他 経 益 214 経 費 用 207,271 85.98 625,401 114.53 資 達 用 金 調 186,834 439,932 債 券 利 息) ち 15,962 33,562 ち債券発行差 354 金 償 却) 160 息) (う ち 借 用 金 利 164,539 397,690 取 役 務 引 等 費 用 12 48 そ 業 用 の 他 務 費 944 1,977 営 業 費 経 13,654 31,653 そ の 他 経 常 用 5,825 151,789 経常利益( は経常損失) 33,789 14.02 79,327 14.53 特 別 利 2 益 29,733 12.33 717 0.13 特 別 損 0.07 0.04 169 264 税金等調整前中間(当期)純利益 は税金等調整前中間(当期)純 63,353 26.28 78,874 14.44 損失) 法人税、住民税及び事業税 0.00 0 0.00 中間(当期)純利益( は中間(当 26.28 78,874 63,353 14.44 期)純損失)

## 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

		(金額甲位:日月月)
連結会計期間別	当中間連結会計期間 自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日
科 目		
営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前中間(当期)純利益( は		
税金等調整前中間(当期)純損失)	63,353	78,874
減価償却費	480	1,106
貸倒引当金の増加額( は減少額)	29,481	104,107
投資損失引当金の増加額	1,485	9,411
賞与引当金の増加額	206	1,775
退職給付引当金の増加額	117	3,371
資金運用収益	239,960	543,179
資金調達費用	186,834	439,932
有価証券関係損益( )	544	8,607
金銭の信託運用損益( )	13	15
為替差損益( )	1	1
動産不動産処分損益( )	25	17
貸出金の純増( )減	477,162	955,764
債券の純増減( )	77,136	253,072
借用金の純増減( )	811,362	1,192,003
買現先勘定の純増( )減	123,914	177,882
資金運用による収入	235,104	545,606
資金調達による支出	184,732	450,590
その他	3,047	8,832
小計	96,186	128,572
	90,100	120,372
法人税等の支払額	0 00 100	100.570
営業活動によるキャッシュ·フロー	96,186	128,572
投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の償還による収入 金銭の信託の増加による支出 動産不動産の専用による支出	80,000 1 36	115,271 112,138 1,984 641
動産不動産の売却による収入 投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>552</u> 80,514	<u>465</u> 5,294
財務活動によるキャッシュ・フロー 政府出資金の受入れによる収入	_	60,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		60,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
現金及び現金同等物の増加額	15,673	73,867
現金及び現金同等物の期首残高	39,718	113,585
現金及び現金同等物の中間期末(期末)		
残高	24,044	39,718
	, ~	, 55,. 10

## 中間連結損失処理計算書

全額単位·百万円)

		(金額甲位:白万円)
連結会計期間別	当中間連結会計期間 自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日
科目	金額	金額
(利益剰余金の部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	426,416	505,291
利 益 剰 余 金 増 加 高	63,353	-
中間(当期)純利益	63,353	-
利 益 剰 余 金 減 少 高	-	78,874
中間(当期)純損失	-	78,874
利益剰余金中間期末(期末)残高	489,770	426,416

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当中間連結会計期間
DBJ 事業再生投資㈱  DBJ 事業再生投資機  を
(2) 非連結子会社 該当ありません。 (3) 他の会社等の議決権の 100 分の 50 超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 (株) 古東、新むつ小川原開発(株) (子会社としなかった理由) 当行の主たる目的である資金供給業務の一環として出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。  (2) 非連結子会社 該当ありません。 (3) 他の会社等の議決権の 100 分の 50 超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 (株) 古東、新むつ小川原開発(株) (子会社としなかった理由) 当行の主たる目的である資金供給業務の一環として出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。  (3) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社
該当ありません。
(3) 他の会社等の議決権の 100 分の 50 超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称(株) 古東、新むつ小川原開発株)(子会社としなかった理由) 当行の主たる目的である資金供給業務の一環として出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。 として出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。 (1) 持分法適用の非連結子会社該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社
(子会社としなかった理由) 当行の主たる目的である資金供給業務の一環として出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。  2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社
当行の主たる目的である資金供給業務の一環として出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。  2. 持分法の適用に関する事項  (1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社
として出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。       として出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。         2. 持分法の適用に関する事項       (1) 持分法適用の非連結子会社該当ありません。       (2) 持分法適用の関連会社該当ありません。         (2) 持分法適用の関連会社該当ありません。       (3) 持分法非適用の非連結子会社         (3) 持分法非適用の非連結子会社       (3) 持分法非適用の非連結子会社
関する事項 該当ありません。 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社
(2) 持分法適用の関連会社 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社
該当ありません。   該当ありません。   (3) 持分法非適用の非連結子会社   (3) 持分法非適用の非連結子会社
(3) 持分法非適用の非連結子会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社
成当のソみと70。   該当のソみと70。
(4) 持分法非適用の関連会社 (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。 該当ありません。
(5) 他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上、 100 分の 50 以下を自己の計算において所有し ているにもかかわらず当該他の会社を関連会社 としなかった当該他の会社等の名称 (5) 他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上、 100 分の 50 以下を自己の計算において所有し ているにもかかわらず当該他の会社を関連会社 としなかった当該他の会社等の名称
アドバンスねやがわ管理㈱、石狩開発㈱、(株工イ・ディー・ディー・隠岐空港ターミナルビル㈱、小樽開発埠頭㈱、(㈱オリオン、(㈱加西北条都市開発、(㈱柏崎情報開発センター、川西都市開発㈱、釧路重工業㈱、(㈱釧路熱供給公社、(㈱けいはんな、(㈱はにない)・グマシステム、(網・大・ディー(株)・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大
3. 連結子会社の       連結子会社の中間決算日は次のとおりであり       連結子会社の決算日は次のとおりであります。         (中間)決算日等       ます。       す。         に関する事項       9月末日 1社       3月末日 1社

当中間連結会計期間

自 平成15年4月1日

至 平成15年9月30日

前連結会計年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日

#### 4. 会計処理基準に 関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (3) 減価償却の方法

#### 動産不動産

当行の動産不動産は、定率法(ただし建物 (建物附属設備を除く)については定額法)を 採用し、年間減価償却費見積額を期間により按 分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:22年~50年 動産:3年~20年

#### (4) 繰延資産の処理方法

債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。

債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引 停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が 発生している債務者(以下「破綻先」とい う。) に対する債権及び実質的に経営破綻に陥 っている債務者(以下「実質破綻先」とい う。) に対する債権については、以下のなお書 きに記載されている直接減額後の帳簿価額か ら、担保の処分可能見込額及び保証による回収 が可能と認められる額を控除し、その残額を引 き当てております。今後、経営破綻に陥る可能 性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸 念先」という。) に対する債権のうち、債権の 元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積もることができない 債権については、債権額から担保の処分可能見 込額及び保証による回収が可能と認められる額 を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力 を総合的に判断して必要と認められる額を引き 当てております。破綻懸念先及び今後の管理に 注意を要する債務者に対する債権のうち、債権 の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積もることができる債 権については、当該キャッシュ・フローを当初

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (3) 減価償却の方法

#### 動産不動産

当行の動産不動産は、定率法(ただし建物 (建物附属設備を除く)については定額法)を 採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります

建物: 22 年~50 年 動産: 3 年~20 年

#### (4) 繰延資産の処理方法

債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。

債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引 停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が 発生している債務者(以下「破綻先」とい う。) に対する債権及び実質的に経営破綻に陥 っている債務者(以下「実質破綻先」とい う。) に対する債権については、下記直接減額 後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び 保証による回収が可能と認められる額を控除 し、その残額を引き当てております。今後、経 営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務 者(以下「破綻懸念先」という。) に対する債 権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取り に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もる ことができない債権については、債権額から担 保の処分可能見込額及び保証による回収が可能 と認められる額を控除し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的に判断して必要と認め られる額を引き当てております。破綻懸念先及 び今後の管理に注意を要する債務者に対する債 権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取り に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もる ことができる債権については、当該キャッシ ュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金 額と債権の帳簿価額との差額を引き当てており

当中間連結会計期間	前連結会計年度
自 平成15年4月1日	自 平成14年4月1日
至 平成15年9月30日 の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価	至 平成15年3月31日
の	ます。上記以外の債権については、当行の平均 的な融資期間を勘案した過去の一定期間におけ
債権については、当行の平均的な融資期間を勘	る貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき
案した過去の一定期間における貸倒実績から算	計上しております。
出した貸倒実績率等に基づき計上しておりま す。	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づ
っ。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づ	き、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、 当該部署から独立した査定部署が第二次査定を
き、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、	実施しており、その査定結果に基づいて上記の
当該部署から独立した査定部署が第二次査定を 実施しており、その査定結果に基づいて上記の	引当を行っております。
引当を行っております。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・	保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額
保証付債権等については、債権額から担保の評	を控除した残額を取立不能見込額として債権額
価額及び保証による回収が可能と認められる額 を控除した残額を取立不能見込額として債権額	から直接減額しており、その金額は 77,016 百
から直接減額しており、その金額は 77,151 百	万円であります。
万円であります。	
(6) 投資損失引当金の計上基準	(6) 投資損失引当金の計上基準
時価のない株式に対し、将来発生する可能性	同左
のある損失を見積もり、必要と認められる額を 計上しております。	
(7) 賞与引当金の計上基準	(7) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備え スため、従業員に対する第5の主約月25万のこ	賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備え
るため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上し	るため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上してお
ております。また、賞与引当金には、役員に対	ります。また、賞与引当金には、役員に対する
するものが含まれております。	ものが含まれております。
(8) 退職給付引当金の計上基準	(8) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備え るため、当連結会計年度末における退職給付債	退職給付引当金は、従業員の退職給付に備え るため、当連結会計年度末における退職給付債
務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結	務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計
会計期間末において発生していると認められる	上しております。また、数理計算上の差異の費 用処理方法は以下のとおりであります。
額を計上しております。また、数理計算上の差 異の費用処理方法は以下のとおりであります。	用処理方法は以下のとおりであります。   数理計算上の差異:発生年度において全額
数理計算上の差異:発生年度において全額	費用処理
費用処理	また、退職給付引当金には、役員に対するも
また、退職給付引当金には、役員に対するも のが含まれております。	のが含まれております。
(9) 外貨建資産・負債の換算基準	(9) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建の資産・負債については、中間	当行の外貨建の資産・負債については、連結
連結決算日の為替相場による円換算額を付して おります。	決算日の為替相場による円換算額を付しており ます。
(10) リース取引の処理方法	(10) リース取引の処理方法
当行のリース物件の所有権が借主に移転する	同左
と認められるもの以外のファイナンス・リース   取引については、通常の賃貸借取引に準じた会	
財処理によっております。	
(11) 重要なヘッジ会計の方針	(11) 重要なヘッジ会計の方針
ヘッジ会計の方法	同左
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、 海佐スロップについては、海林亦動リスクの。	
通貨スワップについては、為替変動リスクのへ ッジについて振当処理の要件を充たしているた	
め、振当処理を採用しております。	
ヘッジ手段とヘッジ対象	
a. ヘッジ手段…金利スワップ	

	当中間連結会計期間 自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日	前連結会計年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日
	ヘッジ対象…債券及び借用金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券 ヘッジ方針	
	金利リスク又は為替変動リスクをヘッジする ため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行って おります。 ヘッジの有効性評価の方法	同左
	リスク減殺効果を定期的に検証し、ヘッジの 有効性を再評価しております。	
	(12) 消費税等の会計処理	(12) 消費税等の会計処理
	当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消 費税の会計処理は、税抜方式によっておりま す。	同左
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における 資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金 預け金」のうち現金及び債券の償還・利払いに 係る財務代理人への信託金を除く預け金であり ます。	連結キャッシュ・フロー計算書における資金 の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」 のうち現金及び債券の償還・利払いに係る財務 代理人への信託金を除く預け金であります。

#### 注記事項

#### (中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 平成15年9月30日

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 48,244 百万円、延 滞債権額は 310,326 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに揚げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3 ヵ月以上延滞債権額は 3,038 百万円であります。

なお、3 ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります.

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 184,754 百 万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延 滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであ ります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は546,364百万円で あります。

なお、上記 1.から 4.に掲げた債権額は、貸倒引当金 控除前の金額であります。

- 5. 為替決済等の取引の担保として、有価証券 122,606 百万円を差し入れております。また、動産不動産のう ち保証金権利金は 384 百万円であります。
- 6. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、183,347 百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは 126,090 百万円であります。
- 7. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 189,011 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 3,736 百万円であります。
- 8. 動産不動産の減価償却累計額 18,853 百万円

前連結会計年度末 平成15年3月31日

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 54,692 百万円、延 滞債権額は 341,115 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに揚げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3 ヵ月以上延滞債権額は 6,707 百万円であります。

なお、3 ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 182,724 百 万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延 滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであ ります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は585,240百万円で あります。

なお、上記 1.から 4.に掲げた債権額は、貸倒引当金 控除前の金額であります。

- 5. 為替決済等の取引の担保として、有価証券 204,027 百万円を差し入れております。また、動産不動産のう ち保証金権利金は 385 百万円であります。
- 6. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、129,003 百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは 87,221 百万円であります。
- 7. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 230,587 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 5,203 百万円であります。
- 8. 動産不動産の減価償却累計額 18,732 百万円

## (中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 自 平成 15年 4月 1 日 至 平成 15年 9月 30日	前連結会計年度 自 平成 14年 4月 1 日 至 平成 15年 3月 31日
1. その他の経常費用には、貸出金償却 2,449 百万円、株式等償却 544 百万円及び投資損失引当金繰入額 2,610 百万円を含んでおります。 2. 特別利益には、貸倒引当金戻入益 29,481 百万円を含んでおります。	1. その他の経常費用には、貸出金償却 23,680 百万円、貸出債権の売却に係る損失 5,554 百万円、株式等償却 8,607 百万円及び投資損失引当金繰入額 9,432 百万円を含んでおります。

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 自 平成 15年 4月 1日 至 平成 15年 9月 30日		前連結会計 自 平成 14年 至 平成 15年 3	4月 1 日
現金及び現金同等物の中間期末残高と 照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係	
(単位	:百万円)		(単位:百万円)
平成 15 年 9 月 30 日現在	0.4.400	平成 15 年 3 月 31 日現在	00 707
現金預け金勘定	24,103	現金預け金勘定	39,787
財務代理人への信託金	58	財務代理人への信託金	69
現金及び現金同等物	24,044	現金及び現金同等物	39,718

#### (リース取引関係)

当中間連結会計期間 自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日

前連結会計年度 自 平成 14年 4月 1 日 至 平成 15年 3月 31日

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- ・リース物件の取得価格相当額、減価償却累計額相当額 及び中間連結会計期間末残高相当額

#### 取得価格相当額

動産710 百万円その他139 百万円合計850 百万円

#### 減価償却累計額相当額

動産332 百万円その他61 百万円合計393 百万円

#### 中間連結会計期間末残高相当額

動産378 百万円その他78 百万円合計456 百万円

・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

1年内189百万円1年超272百万円合計462百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料123 百万円減価償却費相当額119 百万円支払利息相当額4 百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額 法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額 を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法に ついては、利息法によっております。

- 2. オペレーティング・リース取引
  - ・未経過リース料

 1年内
 - 百万円

 1年超
 - 百万円

 合計
 - 百万円

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- ・リース物件の取得価格相当額、減価償却累計額相当額 及び年度未残高相当額

#### 取得価格相当額

動産871 百万円その他120 百万円合計991 百万円

#### 減価償却累計額相当額

動産413 百万円その他43 百万円合計456 百万円

#### 年度末残高相当額

動産457 百万円その他77 百万円合計535 百万円

・未経過リース料年度末残高相当額

 1年内
 211 百万円

 1年超
 328 百万円

 合計
 540 百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料255 百万円減価償却費相当額246 百万円支払利息相当額9 百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額 法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額 を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法につい ては、利息法によっております。

- 2. オペレーティング・リース取引
- ・未経過リース料

 1年内
 - 百万円

 1年超
 - 百万円

 合計
 - 百万円

## (有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

## 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	-	-	-	1	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	60,100	60,995	895	1,006	111
その他	-	1	ı	ı	-
合計	60,100	60,995	895	1,006	111

- (注) 1.時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	-	-	-	-	-
債券	132,540	132,612	72	93	20
国債	122,540	122,606	65	86	20
地方債	-	-	1	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	10,000	10,006	6	6	-
その他	-	ı	ı	ı	-
合計	132,540	133,612	72	93	20

- (注) 1.中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価 により計上したものであります。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成 15 年 9 月 30 日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	9,206
その他有価証券	
非上場株式	156,768
非上場社債	180
その他	150

前連結会計年度末

- 1. 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在) 該当ありません。
- 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	60,100	61,312	1,212	1,277	64
その他	-	-	-	-	-
合計	60,100	61,312	1,212	1,277	64

- (注) 1.時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
- 3. その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	-	-	-	-	-
債券	213,752	214,027	274	309	34
国債	203,752	204,027	274	309	34
地方債	-	1	1	-	
短期社債	-	-	-	-	-
社債	10,000	10,000	0	0	-
その他	-	-	-	-	-
合計	213,752	214,027	274	309	34

- (注) 1.連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計 上したものであります。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 4. 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) 該当ありません。
- 5. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額	売却損の合計額
		(百万円)	(百万円)
その他有価証券	0	0	-

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成 15 年 3 月 31 日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	8,951
その他有価証券	
非上場株式	155,834
その他	150

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成15年3月31日現在)

			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	1 年以内	1年超5年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
債券	90,529	192,549	-	-
国債	90,288	113,739	-	-
地方債	ı	•	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	241	78,810	-	-
その他	-	150	-	-
合計	90,529	192,699	-	-

### (金銭の信託関係)

当中間連結会計期間末

- 1.満期保有目的の金銭の信託(平成 15 年 9 月 30 日現在) 該当ありません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金 銭の信託	1,986	1,964	-	-	-

(注)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

### 前連結会計年度末

- 1. 運用目的の金銭の信託(平成 15 年 3 月 31 日現在) 該当ありません。
- 2.満期保有目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)該当ありません。

## 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金 銭の信託	1,984	1,969	-	-	-

(注)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

## (その他有価証券評価差額金)

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	461
その他有価証券	461
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は())繰延税金負債)	-
( )少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券	
に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	461

(注)その他有価証券評価差額金には、その他資産に計上している投資事業組合等に対する出資 持分の時価評価に係る評価差額389百万円が含まれております。

## 前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	264
その他有価証券	264
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は()繰延税金負債)	-
( ) 少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券	
に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	264

(注)その他有価証券評価差額金には、その他資産に計上している投資事業組合等に対する出資 持分の時価評価に係る評価差額 9百万円が含まれております。

## (デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物金利オプション		-	-	
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	946,000 - -	946,000	- 6,542 - -	- 6,542 - -
	合 計	946,000	946,000	6,542	6,542

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (2) 通貨関連取引 (平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション	1 1	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他		-	-	- - -
	合 計	-	-	-	-

- (注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- (3)株式関連取引(平成15年9月30日現在) 該当ありません。
- (4)債券関連取引(平成15年9月30日現在) 該当ありません。
- (5)商品関連取引(平成15年9月30日現在) 該当ありません。

#### (6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
rt ==	クレシ゛ット・デ フォルト・スワップ゜	4,465,938	4,465,938	723	723
店頭	その他	-	-	-	-
	合 計			723	723

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2. 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格によっております。

#### 前連結会計年度末

#### 1.取引の状況に関する事項

#### (1)取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

#### (2)取引に対する取組方針

金利スワップ取引及び通貨スワップ取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの 回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

### (3)取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における 為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債 務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用して おります。

#### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

#### ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段…金利スワップ
  - ヘッジ対象…債券及び借用金
- b. ヘッジ手段…通貨スワップ
  - ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

#### ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

#### ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を定期的に検証し、ヘッジの有効性を再評価しております。

#### (4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。 市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取組先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

#### (5)取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理 基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

## 2.取引の時価等に関する事項

## (1) 金利関連取引 (平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物 売建 買建	-	- -	- -	- -
	金利オプション 売建 買建	-	-	-	
	金利先渡契約 売建 買建 金利スワップ 受取固定・支払変動		107.000		
店頭	受取変動・支払固定 受取変動・支払変動	197,000 197,000 -	197,000 197,000 -	8,065 6,726	8,065 6,726 -
	金利オプション 売建 買建	- -	- -	- -	
	その他 売建 買建	- -	-	-	
	合 計	394,000	394,000	1,339	1,339

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
  - 2.時価の算定 店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引 (平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨スワップ 為替予約 売建 買建	- - -	- - -	- - -	-
店頭	通貨オプション 売建 買建	<u>-</u>	<u>-</u> -	- -	- -
	その他 売建 買建			-	-
	合 計	-	-	-	-

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

- (3)株式関連取引(平成15年3月31日現在) 該当ありません。
- (4)債券関連取引(平成15年3月31日現在) 該当ありません。
- (5)商品関連取引(平成15年3月31日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	クレシ゛ット・デ フォルト・スワップ゜				
店頭	売建	2,241,169	2,241,169	676	676
	買建	2,224,769	2,224,769	167	167
	合 計			843	843

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2.時価の算定 取引先金融機関から提示された価格によっております。
  - 3.「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

### (セグメント情報)

### 1.事業の種類別セグメント情報

連結会社は銀行業以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、その事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

### 2. 所在地別セグメント情報

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

### 3.国際業務経常収益

国際業務経常収益が連結経常収支の 10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

### (重要な後発事象)

- 1. 当中間連結会計期間(自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日) 該当事項はありません。
- 2. 前連結会計年度(自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日) 該当事項はありません。

## (2) その他

該当事項はありません。

### 2.中間財務諸表等(企業会計基準準拠)

1. 当行の中間財務諸表(企業会計基準準拠)は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間(自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

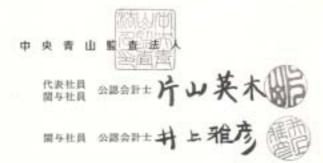
2.当中間会計期間(自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)及び前中間会計期間(自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)の中間財務諸表は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査に準じて、中央青山監査法人の監査証明を受けております。

その中間監査報告書は中間財務諸表の直前に掲げております。

#### 中間監査報告書

平成14年12月18日

日本政策投資銀行 総 最 小村 武 撤



当監査法人は、責行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に準ずる整査証明を行う ため、「経理の状況」のうち「中間財務請表等(企業会計基準等拠)」に掲げられている日本政 策投資銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期 間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務請表、すなわち、中間 貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間整査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠 し、中間整査に係る通常実施すべき整査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監 査法人は、中間整査実施基準二に準拠して財務請表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部 を省略した。

中間覆査の結果。中間財務請表について日本政策投資銀行の採用する会計処理の原則及び手続 は、一般に公正妥当と認められる中間財務請表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の 基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の 用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠して いるものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務請表が日本政策投資銀行の平成14年9月30日現在 の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月 30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているもの と認める。

日本政策投資銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

U L

## 独立歌査人の中間歌査報告妻

平成15年12月19日

日本政策投資銀行 総裁 小村 武 服



作業計算 公田会計士 **テム英木** 類4社員 公田会計士 **サム雅彦** 

当監査並入は、責行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、「経理の状況」のう ち「中間財務請表等(企業会計基準準額)」に掲げられている日本政策投資銀行の平成15年4月1日から平成1 6年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務請素、すなわち、中間貸借対無表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務請表の 作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は陰立の立場から中間財務論表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に 中間財務請責には全体として中間財務請表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の 表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手提等を中心とした監査手続に必 要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務請表に対する 意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、技が国において一般に公正妥当と認められる中間財務語表の作成基準に 単拠して、日本政策投資銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計規則(平 成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

当本政策投資銀行と可能査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EX B



## 2.中間財務諸表等(企業会計基準準拠)

## (1) 中間財務諸表

中間貸借対照表

(資産の部) (金額単位:百万円)

	一十つコッ	/								( <del>312   X</del>   12	· H/ J/ J/
					期別	前中間会計期 (平成14年9月		当中間会計期 (平成15年9月3		前事業年度の要約貸 (平成15年3月3	
	科目			_		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
							%		%		%
貸		出		金	2,3,4,5,7	16,067,012	96.86	15,216,889	97.28	15,713,160	96.11
有	価	j	証	券	1,6	440,708	2.66	358,997	2.30	439,073	2.68
金	銭	の	信	託		459	0.00	1,964	0.01	1,969	0.01
買	現	先	勘	定		31,990	0.19	68,966	0.44	192,880	1.18
現	金	預	け	金		46,694	0.28	24,095	0.15	39,778	0.24
そ	の	他	資	産	8	268,042	1.62	275,130	1.76	320,402	1.96
動	産	不	動	産	6,9	39,209	0.24	37,892	0.24	38,862	0.24
債	券	繰 延	E 資	産		1,764	0.01	2,182	0.01	1,808	0.01
支	払	承 詩	見	返		93,581	0.56	97,051	0.62	87,715	0.54
貸	倒	引	当	金		393,353	2.37	428,447	2.73	474,603	2.90
投	資 損	失	引当	金		9,073	0.05	12,723	0.08	11,237	0.07
資	産	の部	3 合	計		16,587,036	100.00	15,641,999	100.00	16,349,810	100.00

(食債及び資本の部) (金額単位:百万円)

						( <del>312   X   1   1  </del>	7 7 31 3/
	期別	前中間会計期 (平成14年9月)		当中間会計期 (平成15年9月3		前事業年度の要約貸 (平成15年3月3	
科目		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
			%		%		%
<b>責</b> 券		1,389,631	8.38	1,674,301	10.71	1,596,630	9.76
借 用 金		13,093,905	78.94	11,852,661	75.78	12,664,024	77.46
その他負債		341,171	2.06	310,477	1.98	357,808	2.19
賞与引当金		1,772	0.01	1,981	0.01	1,775	0.01
退職給付引当金		29,773	0.18	33,006	0.21	32,888	0.20
支 払 承 諾		93,581	0.56	97,051	0.62	87,715	0.54
負債の部合計		14,949,836	90.13	13,969,479	89.31	14,740,842	90.16
資 本 金		1,122,286	6.77	1,182,286	7.56	1,182,286	7.23
利 益 剰 余 金		514,352	3.10	489,772	3.13	426,417	2.61
準 備 金	10	982,478		1,000,908		982,478	
中間(当期)未処理損失		468,126		511,135		556,061	
その他有価証券評価差額金		562	0.00	461	0.00	264	0.00
資本の部合計		1,637,200	9.87	1,672,519	10.69	1,608,968	9.84
負債及び資本の部合計	·	16,587,036	100.00	15,641,999	100.00	16,349,810	100.00

## 中間損益計算書

(金額単位:百万円)

期	別	前中間会計期 自 平成14年4月 至 平成14年9月:	1日	当中間会計期 自 平成15年4月 至 平成15年9月	1日	前事業年度の要約 自 平成14年 至 平成15年	4月 1日
科目	/	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
			%		%		%
経 常 収 益		270,611	100.00	241,060	100.00	546,073	100.00
資 金 運 用 収 益		269,831		239,960		543,179	
(うち貸出金利息)	(	268,552 )		( 238,818 )		( 540,870	)
(うち有価証券利息配当金)	(	1,271 )		( 1,131 )		( 2,297	)
役 務 取 引 等 収 益		674		932		1,659	
その他業務収益		0		15		1,020	
その他経常収益		105		152		214	
経 常 費 用		261,639	96.68	207,270	85.98	625,400	114.53
資 金 調 達 費 用		218,152		186,834		439,932	
(うち債券利息)	(	16,846 )		( 15,962 )		( 33,562	)
(うち債券発行差金償却)	(	179 )		( 160 )		( 354	)
(うち借用金利息)	(	197,499 )		( 164,539 )		( 397,690	)
役務取引等費用		17		12		48	
その他業務費用		698		944		1,977	
営業経費1		14,196		13,652		31,653	
その他経常費用2		28,574		5,825		151,789	
経常利益( は経常損失)		8,972	3.32	33,790	14.02	79,326	14.53
特別利益3		99	0.04	29,733	12.33	717	0.13
特 別 損 失		10	0.00	169	0.07	264	0.04
中間(当期)純利益( は中間(当 期)純損失)		9,060	3.35	63,354	26.28	78,874	14.44
前期繰越損失		477,187		574,490		477,187	
中間(当期)未処理損失		468,126		511,135		556,061	

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1 1-37	が が が が が が が り り り り り り り り り り り り り	<u>0主女</u> 6子次	
	前中間会計期間 自 平成 14年 4月 1 日 至 平成 14年 9月 30日	当中間会計期間 自 平成 15年 4月 1 日 至 平成 15年 9月 30日	前事業年度 自 平成 14年 4月 1 日 至 平成 15年 3月 31日
1. 有価証券 の評価基準 及び評価方 法	有価証券の評価は、満期保有目的 の債券については移動平均法による 償却原価法(定額法)、その他有価 証券のうち時価のあるものについず は、中間期末日の市場価格等に基づ く時価法(売却原価は移動平均法に より算定)、時価のないものに又 ては、移動平均法による原価法又は 償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額 については、全部資本直入法により 処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原の法、その他有価証券のう間決算日のでは、中間決算日のでは、特価をして移動平均法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全のでは、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場はとして移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法により質が高による原価法又は償却原価法によりであります。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の 評価基準及 び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価 法により行っております。	同左	同左
3. 固定資産 の減価償却 の方法	動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし建 物(建物附属設備を除く。)につい ては定額法)を採用し、年間減価償 却費見積額を期間により按分し計上 しております。 なお、主な耐用年数は次のとおり であります。 建物:22年~50年 動産:3年~20年	同左	動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし建 物(建物附属設備を除く。)につい ては定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおり であります。 建物:22年~50年 動産:3年~20年
4. 繰延資産 の処理方法	(1) 債券発行差金は、償却期限までの期間に対応して償却しております。 (2) 債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左	同左
5. 引当金 の計上基準	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に 則り、次の通り計上しております。	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に 則り、次の通り計上しております。	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に 則り、次のとおり計上しております。
	破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的している債別を対策生している。という。という。と対する債権債務者(以下「破破状」という。)に経営ででは、という。)に対する債権債務者(以下「最重なでは、という。)に対する債権ののが可能を可能をでは、担保の処分可能と認められるのがでは、という。という。という。という。という。という。という。という。という。という。	破産、特別清算、手形交換所におり ける取引停止処分等、法という。 という。 対する債権の事実が発生しいう。 対する債権ので 、という。 、とは、 、という。 、とは、 、とは、 、とは、 、とは、 、とは、 、とは、 、とは、 、とは	破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法という。)に経営破綻の事実が発生している。)に経営破に下「破綻先」という。)に対する債権のでは、実質的に経営質破に陥っている。)に対する債権の以前のでは、大は、世保の処分でもでは、世保の処分で能のがでは、は、世界の処が可能を引きいる。といるの、経営破になるのがでは、という。という。という。という。という。という。という。が大きによるという。という。という。が大きによるという。が大きによるという。という。という。という。の受しまず、ではにいるでは、という。という。という。という。という。という。という。という。という。という。

前中間会計期間 自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日	当中間会計期間 自 平成 15年 4月 1 日 至 平成 15年 9月 30日	前事業年度 自 平成 14年 4月 1 日 至 平成 15年 3月 31日
な保保の は、	理権の回除支とまに権利フでッで額。行過かきできるとまに権利フでッで額の関係を表表が、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	なけるのでは、おきないのでは、おきないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのではないではないのではないではないではないではないのではないではないいではない
ては、債権額から担保の評価額及 び保証による回収が可能と認めら れる額を控除した残額を取立不能 見込額として債権額から直接減額 しており、その金額は 94,916 百万 円であります。	対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は77,151百万円であります。	ては、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は77,016百万円であります。
(2) 投資損失引当金 時価のない株式に対し、将来発 生する可能性のある損失を見積も り、必要と認められる額を計上し ております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与 の支払いに備えるため、従業員に 対する賞与の支給見込額のうち、 当中間期に帰属する額を計上して おります。また、賞与引当金に は、役員に係る引当金が含まれて おります。	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与 の支払いに備えるため、従業員に 対する賞与の支給見込額のうち、 当中間会計期間に帰属する額を計 上しております。また、賞与引当 金には、役員に係る引当金が含ま れております。	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与 の支払に備えるため、従業員に 対する賞与の支給見込額のうち、 当期に帰属する額を計上しており ます。また、賞与引当金には、役 員に対するものが含まれております。
(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退 職給付に備えるため、当期末にお ける退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき、当中間期末にお いて発生していると認められる額 を計上しております。また、数理 計算上の差異の費用処理方法は以 下の通りであります。	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職 給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資 産の見込額に基づき、当中間会計 期間末において発生していると認 められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異の費用処 理方法は以下の通りであります。	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職総付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

理方法は以下の通りであります。

数理計算上の差異:発生年度に

おいて全額費用処理

下の通りであります。

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日	自 平成 15年 4月 1 日 至 平成 15年 9月 30日	自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日
	数理計算上の差異:発生年度に おいて全額費用処理 また、退職給付引当金には、役 員に対するものが含まれておりま す。	数理計算上の差異:発生年度に おいて全額費用処理 また、退職給付引当金には、役 員に対するものが含まれております。	また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。
6. 外貨建て 資産及び負 債の本邦通 貨への換算 基準	外貨建の資産・負債については、 中間決算日の為替相場による円換算 額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債については、 決算日の為替相場による円換算額を 付しております。
7. リース取 引の処理方 法	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引については、通 常の賃貸借取引に準じた会計処理に よっております。	同左	同左
8. へか タ計の方法	へッジ会計の方法 繰すの方法 を計りのででいるとは、 は、、表替変型の理理を採用しております。、 にていては、表替のでは、大阪のででででは、大阪のででででは、大阪のでででででは、一個では、大阪のは、大阪のでは、大阪のでは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のでは、大阪のでは、大阪のは、大阪のでは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪の	同左	同左
9. 消費税等 の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっておりま す。	同左	同左
10. (中間) キャッシュ・フロー 計算書にお ける資金の 範囲	中間キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲は、貸借対照 表上の「現金預け金」のうち現金 及び債券の償還・利払いに係る財 務代理人への信託金を除く預け金 であります。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び債券の償還・利払いに係る財務代理人への信託金を除く預け金であります。
11 . その他 (中間)財 務諸表作成 のための重 要な事項			財務諸表等規則および長期信用 銀行法施行規則の改正により、当 事業年度における貸借対照表の資 本の額については、改正後の財務 諸表等規則および長期信用銀行法 施行規則により作成しておりま す。

## (追加情報)

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
自 平成14年4月1日	自 平成 15年 4月 1 日	自 平成14年4月1日
至 平成14年9月30日	至 平成15年9月30日	至 平成15年3月31日
(貸借対照表関係)		(貸借対照表関係)
従業員賞与の未払計上額については、従来「その他負債」中の未払費用に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(日本公認会計士協会リサーチセンター審理情報 No.15)により当中間期から「賞与引当金」と表示しております。		従業員賞与の未払計上額(役員含む)については、従来「その他負債」中の未払費用に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(日本公認会計士協会リサーチセンター審理情報 No.15)により当期から「賞与引当金」として表示しております。
なお、この変更により「その他負債」中 未払費用が 1,772 百万円減少し、賞与引当 金が同額増加しております。		なお、この変更により「その他負債」中 未払費用が 1,775 百万円減少し、賞与引当 金が同額増加しております。

#### 注記事項

#### (中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 平成14年9月30日

#### 1. 子会社の株式総額 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 82,526 百万円、延滞債権額は 276,893 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上 貸出金であって、破綻先債権及び債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して利息の支払いを猶予した貸出金以外 の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 ヵ月以上延滞債権額は2,776百万円であります。

なお、3 ヵ月以上延滞債権とは、元本 又は利息の支払いが、約定支払日の翌日 から 3 月以上遅延している貸出金で破綻 先債権及び延滞債権に該当しないもので あります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額 は 285,203 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の支払猶予、元 本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヵ月 以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額 の合計額は 647,401 百万円であります。

なお、上記 2.から 5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6. 為替決済等の取引の担保として、有価証券 205,560 百万円を差し入れております。また、動産不動産のうち保証金権利金は 385 百万円であります。
- 7. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、310,446百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは196,916百万円であります。

当中間会計期間末 平成15年9月30日

# 子会社の株式総額 10百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 48,244 百万円、延滞債権額は 310,326 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97号)第 96 条第 1 項第 3 号のイから亦までに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上 貸出金であって、破綻先債権及び債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して利息の支払いを猶予した貸出金以外 の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 ヵ月以上延滞債権 額は3,038百万円であります。

なお、3 ヵ月以上延滞債権とは、元本 又は利息の支払いが、約定支払日の翌日 から 3 月以上遅延している貸出金で破綻 先債権及び延滞債権に該当しないもので あります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 184,754 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の支払猶予、元 本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヵ月 以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額 の合計額は546,364百万円であります。

なお、上記 2.から 5.に掲げた債権額 は、貸倒引当金控除前の金額でありま す。

- 6. 為替決済等の取引の担保として、有 価証券 122,606 百万円を差し入れており ます。また、動産不動産のうち保証金権 利金は 384 百万円であります。
- 7. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、183,347百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは126,090百万円であります。

前事業年度末 平 成 15年 3月 31日

- 1. 子会社の株式総額 10 百万円
- 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 54,692百万円、延滞債権額は341,115百 万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上 貸出金であって、破綻先債権及び債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して利息の支払を猶予した貸出金以外の 貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 ヵ月以上延滞債権 額は6,707百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本 又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しないものであ ります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 182,724 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者 の経営再建又は支援を図ることを目的と して、金利の減免、利息の支払猶予、元 本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

- 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヵ月 以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額 の合計額は 585,240 百万円であります。
- なお、上記 2.から 5.に掲げた債権額 は、貸倒引当金控除前の金額でありま す。
- 6. 為替決済等の取引の担保として、有価証券 204,027 百万円を差し入れております。
- 7. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、129,003 百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは87,221 百万円であります。

前中間会計期間末	当中間会計期間末	前事業年度未
平成14年9月30日	平成15年9月30日	平成15年3月31日
8. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他の資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は186,534百万円、繰延ヘッジ利益の総額は2,071百万円であります。	8. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他の資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 189,011 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 3,736 百万円であります。	8. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額 は、純額で繰延ヘッジ損失として計上し ております。なお、上記相殺前の繰延へ ッジ損失の総額は 230,587 百万円、繰延 ヘッジ利益の総額は 5,203 百万円であり ます。
9. 動産不動産の減価償却累計額	9. 動産不動産の減価償却累計額	9. 動産不動産の減価償却累計額
18,684 百万円	18,853 百万円	18,732 百万円
10. 当行における準備金は、日本政策投 資銀行法(平成11年法律第73号)第 41条第1項の規定に基づいて積み立て られているものであり、任意積立金とし て「利益剰余金」に計上しております。	10. 同左	10. 同左

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
自 平成14年4月1日	自 平成 15年 4月 1 日	自 平成 14年 4月 1 日
至 平成14年9月30日	至 平成 15年 9月 30日	至 平成 15年 3月 31日
1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。	1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。	1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
動産・建物 550 百万円	動産・建物 479 百万円	動産・建物 1,105 百万円
その他 0 百万円	その他 0 百万円	その他 1 百万円
2. その他経常費用には、貸出金償却 9,984 百万円、貸倒引当金繰入額 10,768 百万円、株式等償却 549 百万円 および投資損失引当金繰入額 7,247 百 万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、貸出金償却 2,449 百万円、株式等償却 544 百万円 及び投資損失引当金繰入額 2,610 百万 円を含んでおります。 3. 特別利益には、貸倒引当金戻入益 29,481 百万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、貸出金償却 23,680 百万円、貸倒引当金繰入額 104,107 百万円、株式等償却 8,607 百 万円および投資損失引当金繰入額 9,432 百万円を含んでおります。

## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日

現金及び現金同等物の中間期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:百万円)

平成 14 年 9 月 30 日現在

現金預け金勘定 46,694 財務代理人への信託金 57 現金及び現金同等物 46,636

#### (リース取引関係)

前中間会計期間 自 平成 14年 4月 1 日 至 平成 14年 9月 30日

- 1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・リ ース取引
- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額

#### 取得価額相当額

動産942 百万円その他113 百万円合計1,055 百万円

#### 減価償却累計額相当額

 動産
 379 百万円

 その他
 39 百万円

 合計
 418 百万円

 中間期末残高相当額
 500 五五円

動産563 百万円その他73 百万円合計636 百万円

・未経過リース料中間期末残高相当額

1年内238 百万円1年超402 百万円合計641 百万円

・当中間期の支払リース料、減価償却費相 当額及び支払利息相当額

> 支払リース料 121 百万円 減価償却費相当額 117 百万円 支払利息相当額 4 百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相 当額との差額を利息相当額とし、各期への 配分方法については、利息法によっており ます。

- 2.オペレーティング・リース取引
- ・未経過リース料

 1 年内
 - 百万円

 1 年超
 - 百万円

 合 計
 - 百万円

当中間会計期間

自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日

- 1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・リ ース取引
- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間会計期間末残高相 当額

#### 取得価額相当額

動産710 百万円その他139 百万円合計850 百万円減価償却累計額相当額332 百万円その他61 百万円合計393 百万円中間会計期間末残高相当額378 百万円

動産 378 百万円 その他 78 百万円 合計 456 百万円

・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 189 百万円

1年内189百万円1年超272百万円合計462百万円

・ 当中間会計期間の支払リース料、減価償 却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料123 百万円減価償却費相当額119 百万円支払利息相当額4 百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相 当額との差額を利息相当額とし、各期への 配分方法については、利息法によっており ます。

- 2.オペレーティング・リース取引
- ・未経過リース料

 1 年内
 - 百万円

 1 年超
 - 百万円

 合 計
 - 百万円

前事業年度

自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び期末残高相当額

#### 取得価額相当額

動産	871 百万円
その他	120 百万円
合計	991 百万円
減価償却累計額相当額	
動産	413 百万円
その他	43 百万円
合計	456 百万円
期末残高相当額	
動産	457 百万円
その他	77 百万円
合計	535 百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1年内211 百万円1年超328 百万円合計540 百万円

・ 当期の支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額

支払リース料255 百万円減価償却費相当額246 百万円支払利息相当額9 百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相 当額との差額を利息相当額とし、各期への 配分方法については、利息法によっており ます。

- 2.オペレーティング・リース取引
- ・未経過リース料

 1年内
 - 百万円

 1年超
 - 百万円

 合計
 - 百万円

### (有価証券関係)

前中間会計期間

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
社債	52,600	53,424	824	1,181	356
その他	-	-	1	-	-
合計	52,600	53,424	824	1,181	356

- (注) 1.時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	-		-	-	-
債券	214,997	215,560	562	612	49
国債	204,997	205,560	562	612	49
地方債	-	-	1	-	-
社債	10,000	10,000	0	0	-
その他	-	-	-	-	-
合計	214,997	215,560	562	612	49

- (注) 1.中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額

(平成14年9月30日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債	10,040
その他有価証券 非上場株式	162,508

当中間連結会計期間に係る「有価証券」(子会社及び関連会社株式で時価のあるものは除く)に関する注記については、中間連結財務諸表における注記事項として記載しております。なお、当中間会計期間末(平成15年9月30日現在)における子会社及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (2) その他

該当事項はありません。